

「登録免許税非課税申請に係る証明願」に必要な書類
－ 島根県へ申請する場合 －

【境内地・境内建物に共通するもの】

- 1 証明願：1 通（宗教法人代表役員の印を押印してください）
- 2 添付書類（添付書類が写しの場合、代表役員名で原本証明を行ってください）
 - ① 当該不動産の取得理由書（任意の様式。取得に至った経緯のほか、どのような目的で、どのように利用していくのか具体的に記載してください。また、従前から所有している境内地を新たに登記するような場合は、今まで登記を行わなかった理由を記載してください）：1 通
 - ② 責任役員会議事録（当該案件を決議したもの）：1 通
 - ③ 売買契約書の写し（境内建物の場合は建設工事請負契約書の写し）又は寄付証書の写し：1 通
 - ④ 当該不動産の位置図（現地の場所がわかるもの）：1 通
 - ⑤ 当該不動産の配置図（境内の他の建物との関係がわかるもの）：1 通
 - ⑥ 当該不動産の登記簿謄本：1 通
 - ⑦ 宗教目的に使用していることがわかる当該不動産の写真
※境内地の場合、様々な角度から4枚程度。2の⑤の配置図に番号を付して撮影位置を示してください
※境内建物の場合、建物外部、建物内部各4枚程度。建物平面図に番号を付して撮影位置を示してください
 - ⑧ 宗教法人の登記簿謄本（法務局の発行する現在事項全部証明書、又は履歴事項全部証明書）：1 通
ただし、法人番号をお知らせいただける場合は、添付不要です。
法人番号は、国税庁HPからご確認ください。
 - ⑨ 規則に定める手続きを経たことを証明する書類
 - イ 責任役員以外の機関の同意書（総代会など）：1 通
 - ロ 包括団体の承認書：1 通
 - ハ イ及びロ以外に規則で手続きを定めている場合は、その手続きを経たことを証する書類：1 通
 - ⑩ 宗教法人の規則全文の写し：1 通
 - ⑪ 印鑑証明書（法務局発行のもの）：1 通

【証明対象が境内地の場合】

- 1 取得後の利用方法が確認できる書類（境内建物建設用の土地であれば、当該建物の設計図、建設工事請負契約書の写し等）：1 通

【証明対象が境内建物の場合】

- 1 当該不動産の平面図（部屋割りのわかるもので、写真の撮影方向を付してください）：1 通
- 2 建築基準法に基づく検査済証（建築確認の必要な区域のみ）：1 通
- 3 宗教法人法第23条の公告を行ったことを証する書類
 - イ 公告証明書：1 通
 - ロ 公告文：1 通
 - ハ 公告時の写真（遠景、近景を含めて3、4枚程度）

【その他】

- 1 申請の内容によっては、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります
- 2 必要に応じて現地調査を行うことがあります

【問い合わせ先】

島根県総務部総務課情報公開室

公益法人係

TEL 0852-22-6966/6967

FAX 0852-22-6140